

京都大学湯川・朝永奨励賞委員会要項

- 第1 京都大学湯川・朝永奨励賞の選考を行うため、京都大学に湯川・朝永奨励賞委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 第2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
- (1) 総長
 - (2) 学外の有識者 若干名
 - (3) その他総長が必要と認める者 若干名
- 2 前項第2号及び第3号の委員は、総長が委嘱する。
- 3 第1項第2号及び第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第3 委員会に委員長を置き、総長をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
 - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。
- 第4 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。
- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数の賛成をもって決する。
 - 3 前2項に定めるもののほか、委員会の議事の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。
- 第5 委員会に、委員会における選考に係る事前審査等を行わせるため、湯川・朝永奨励賞審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。
- 第6 審査委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
- (1) 京都大学の専任教授 15名程度
 - (2) その他総長が必要と認める者 若干名
- 2 前項第1号の委員は、人文・社会科学系及び自然科学系の学問分野を専門とする委員各同数程度とし、部局から推薦のあった者のうちから、総長が委嘱する。
- 3 第1項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審査委員会は、必要と認めるときは、審査委員会の了承を得て、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 第7 審査委員会に委員長を置き、第6第1項第1号の委員のうちから、総長が指名する。
- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
 - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。
- 第8 第4の規定は、審査委員会の議事の運営に準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「審査委員会」と読み替える。
- 第9 委員会に関する事務は、総務部総務課において処理する。
- 第10 この要項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この要項は、平成19年10月1日から施行する。
- 2 この要項の実施後最初に委嘱する委員会委員及び審査委員会委員の任期は、第2第3項及び第6第3項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。